ル原発から半径３０Ｋｍの内側だけだった。ところが、同記事では、本来なら３０Ｋｍ内と同様に、避難は勿論、土地収用の対象地域ともなるほどの高濃度の汚染地域、毎時１５ミリＲ以上の地域が、チェル原発から約３００Ｋｍ離れた地域にも広く存在すること、又、少なくとも、住民の避難が必要とされる毎時５ミリＲ以上の地域は、チェル原発から４００Ｋｍ以上離れた所にも存在していることを明らかにしている（右号証、ｐ12、ｐi)。

このチェル原発から３００Ｋｍ離れた地域に広範囲に存在する毎時１５ミリＲ以上という放射線量は、我が国が昨年１９８９年４月に改正した放射線障害防止法の一般公衆に対する年間放射線被曝の線量限度１００ミリＲ（１ミリシーベルト）〈注、１Ｒ＝１レムに相当。乙６号証、ｐ３０〉と比較すると、毎時１５ミリＲとして計算しても、１年間その場所に居続ければ、外部からの被曝だけで、実に１３万１千４００ミリレム、即ち年間線量限度の１３１４倍もの被曝になる。留意しなければならないことは、実際には、これらの地域の線量は毎時１５ミリＲ以上だということである。そして、チェル原発から４００Ｋｍ離れた地域、つまり、これを本件２号炉として考えると、東で滋賀県、三重県を包み、北西に日本海を越えて大韓民国の釜山地域を完全に覆いつくす距離となる地域に、広く存在する毎時５ミリＲ以上の地域でも、年間線量にすると４万３千８００ミリレム以上に達し、我が国の線量限度の４３８倍以上にもなるのである。（以下次号につづく）

（１頁からつづく）　行政庁たる内閣総理大臣の裁量判断の結果と対比して、直接その適否を決しようとする方法（いわゆる司法判断代置方式）は妥当ではない。」

o「本件許可処分の適法性の判断は処分当時の事実関係に基づいて判断すべきであって、原子炉設置許可処分がすぐれて科学的事実に基づくからといって、処分後の科学技術の進歩により確立された新知見も本件許可処分の適法性についての司法審査において判断基準とするという異質な解釈をとる必要はない」

o「行政庁の裁量処分にあっては、裁量を誤っても不当となるにとどまり違法とはならないのが原則である。」

o「行政庁の処分の取消しを求める者において、行政庁が右処分をするに当ってした裁量権の行使がその範囲をこえ又は乱用にわたるものであることにつき主張、立証責任を負担することは明らかなところである。」

会計報告('90.6/1～6/30)

収入	
会費	１０，０００
ニュース講読料	８１，０００
コピー代金	４，７２０
計	９５，７２０
支出	
ニュース印刷代	２５，７５０
郵送料	１２，３０７
振替手数料	３４０
資料費	２２，８６０
弁護団会議補助	２９，２００
２号炉公判援助	３０，０００
ゼロックスリース料	１０，３００
計	１３０，７５７
差引	－３５，０３７
積立金合計	２，７２４，５４７

伊方訴訟ニュース

第 203 号
1990年 7 月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

國側の主張の最終版？
東海２号炉訴訟で準備書面を提出

伊方１号炉、福島第二２号炉につづいて周辺住民が提起した東海２号炉訴訟は、現在、住民、国双方の主張を最終的に整理する段階に入っている。さる３月３１日に國側が提出した準備書面は、伊方１号炉の訴訟以来、いくつかの地裁と高裁で住民側から追及されながら、補強してきた主張の仕上げ版である。

現在、伊方１号炉について審理を始めている最高裁にも、國側は、同じ内容のものを提出していることであろうし、２号炉訴訟でも國側は、当然、同じ内容の主張で、裁判所に圧力を加えてくるに違いない。

上記の準備書面の内容については、伊方訴訟弁護団でも、詳細な検討が行なわれているが、ここでは、原発の設置許可や安全審査、あるいは、裁判所での審理のあり方など、國が「ザル法」の原子力規制法を、権力的に取り繕っている中心部分を紹介する。

o「原子炉設置許可手続を、原子炉等規制法における原子力利用に関する安全規制の体系の中に位置付けて、いわば横断的な観点から、原子炉設置許可に際しての安全審査の対象となる事項を考察すれば、それが、原子炉施設自体の安全性に直接関係する事項にのみ限られるものであることは明らかである。

したがって、原子炉施設自体の安全性に直接関係しない事項、例えば、核燃料サイクル全般にわたる事項は、安全審査の対象とはならないのである。」

o「原子炉設置許可手続きを、原子炉等規制法等による発電用原子炉の利用に関する段階的安全規制の体系の中に位置付けて、いわば縦断的な観点から、安全審査の対象となる事項について考察すれば、それが発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針に係わる安全性に関する事項に限られるものであることは明らかである。

したがって、原子炉施設自体の安全性に関係する事項であっても、例えば、その詳細設計や具体的運転管理に関する事項のごときは安全審査の対象に含まれないのである。」

o「原子炉設置許可処分の適法性についての司法審査の方法は、原子炉設置許可処分が、高度な政策的、専門技術的裁量処分であり、かつ、取消訴訟における審理が、行政庁の権限行使の適法性に関する司法的再審査をその本質とするものであることにかんがみれば、裁判所が許可要件適合性について改めて独自の審理を行ない、その結果に基づく裁判所自らの判断を　（４頁につづく）

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（４）ー

（１９９０年2月２２日提出）

（その５）

（二十二）まとめ（つづき）

原子炉内の核燃料が、制御できずに核暴走、爆発すれば、最早、いかなる防御方法もないーということを、とっくの昔に知っている被告らが、それでも、核武装の準備なのか、核産業との癒着によるものかは知り得ないが、あえて、原発を建てようとする時に、無理矢理にひねり出した文句が「原発は大事故が起きないようにしている。従って大事故が実際に起こることを想定した審査はいらない。その根拠？それは事故が起きないようにしているからだ」という「云葉」メビウスの輪の中を堂々巡りし続ける詭弁の論法だったのである。

「最大の被曝地点は敷地境界」、このような結論を見て、これが電力会社の都合に合わせた理屈か、それとも科学的・客観的なデータにもとづく結論か、少なくとも、電力会社と被告ら以外の人間なら、誰にでもわかることである。考えられもしないような事態が起きた場合という最大仮想事故の時ですら、炉心の中の残留放射能のうち、３６万分の１しか、外部に放射能が出てこない（よう素）。こんな結論を「本当に住民の健康を案じてくれた。真剣かつ科学的審査だなあ」と信ずる者は、はっきり云って、被告の中にも居るとは思えないのである。

本書面で示した通り、ソ連当局すら、「炉型が違っても、大事故は起こる」と明言している。また、ソ連をはじめ各国で、事故炉と異なる原発であっても建設・計画の中止が行なわれ、本件２号炉の同型炉も例外ではない。

被告らは本件安全審査の災害評価の審査において、炉内で最悪の事態が発生した時に、なおかつ各機器（燃料棒管、制御棒、圧力容器、各種計器、防護装置、格納容器）類は健全かつ安全側に機能しうるのか、また単一事象にとどまらず、複数の事象が同時に発生しても、災害の拡大阻止機能は働くのか、そして、これらが機能しない場合、放出放射能によって原告らは、どのような被曝をうけるのか、それを回避する手段、方法はどうするのかーこれら一切のことについて何ら審査していない。米国ショーラム原発は、まさにこの点について答えることができず、７千億円以上費やしながら廃棄された。国が違おうと、型が違おうと、私達に襲いかかってくる放射能は皆同じである。

故に、右のごとく、被告の災害評価は現実に生じた原子炉災害に比べて、比べるべくもない低い評価で審査していること、また、当然にも審査しなければならなかった事項についてまったく審査していない、という事実により、本件審査の失当は明白である。また、このことにより、本件審査が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第一条の「ーこれらによる災害を防止して公共の安全を図るためー」及び第四条、三の「ー災害の防止上支障がないものであること」、更に憲法第十三条の「国民の生命・自由・幸福の追求の権利」、同第二十五条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の各法に照らして、その違法性は明かである。従って違法な審査をもとに成された本件許可処分は取り消されねばならない。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（５）ー

（１９９０年6月７日提出）

（その１）

目次

はじめに
（１）チェル原発から２００Ｋｍ離れた地域で、我が国の年間許容線量限度の１３００倍以上の被曝。４００Ｋｍ離れた地域でも４４０倍以上の被曝。
（２）セシウム被曝の恐怖
（３）チェルノブイリ４年目の地獄
ー人口２千万人の白ロシアで２２０万人が危険地域に住み、一つの病院で６千人が甲状腺ガンで死亡しいる。
（４）ヨーロッパの人々が生殖能力を失うことは避けようがないーとオーストリアの医学博士が警告
（５）「子供たちを救え」ソ連からの救援の訴えと、世界と日本で起きている救援活動
（６）遂に、白ロシア共和国の１００Ｋｍ圏内から１００万人が避難の事態に
（７）３８の原発建設計画のうち既に３６の計画が中止となり、チェルノブイリ１、２、３号炉も運転停止に追い込まれた。
（８）結論

はじめに

原告が本年１９９０年2月２２日に提出した「チェルノブイリ事故と災害評価の失当（４）」の書面より後、更に、同原発事故による放射能災害のすさまじい実態を明らかにする資料が次々と明らかになってきた。特に、２月に入って、オーストリアの新聞が相次いで報道したソ連国内の被害実態は、最早、云葉では云い表せない惨状である。

本書面では、以下、これまでに原告が入手した証拠資料をもとに、前回書面に続いて、チェルノブイリ４号炉（以下、チェ原発と略）の大事故による被害状況を陳述し、ひとつの原子炉で大事故が発生した場合に引き起こされる放射能の放出と、それによる被害実態の現実に対し、本件２号炉安全審査における災害評価に用いられた数値、及び計算、そして、その結果として「現実には起こるとは考えられない」ような大事故の際でも、周辺公衆の最大被曝は、原発敷地内にとどまり、また、その被曝量も人体に問題なしーとした被告らの結論が、いかにズサンでデタラメに満ちたものであるかを明らかにする。

（１）チェル原発から２００Ｋｍ離れた地域で、我が国の年間許容線量限度の１３００倍以上の被曝。４００Ｋｍ離れた地域でも４４０倍以上の被曝。

１９８９年3月２０日付けで、ソ連共産党機関誌プラウダに掲載されたソ連国家気象監視委員会のＹ．イズラエリ議長が報告した記事によれば、チェル原発事故後、「住民避難地域」とされたのは、毎時５ミリＲ（レントゲン）以上の地域で、「土地収用対象地域」は毎時２０ミリＲ以上の地域であった。そして、単なる「監視区域」にとどまった地域でも、毎時３ミリＲから同５ミリＲもある（甲２９号証の１、ｐ3，ｐ12，ｐｉ）。

しかし、実際に、事故直後から数日間の間に、住民が避難する対象とされた地域は、チェ